

受動喫煙防止対策に係る測定方法等について（案）

＜飲食店等の顧客が喫煙する区域における測定＞

喫煙区域におけるたばこ煙の時間的、空間的ばらつきを考慮し、原則として以下の方法により測定し、平均値を求めることとする。

○測定方法

- ・ 測定機器：
相対濃度計（デジタル粉じん計）を用いて行うこと。
- ・ 測定点：
測定点は1室について5点以上とすること。
- ・ 測定を行う時間帯：
通常の勤務状態の日を実施すること。
- ・ 測定回数
6月に1回行うこととし、良好な状況が継続し設備等の変更がない場合は頻度を下げることができること。

○評価方法

- ・ 濃度について測定点の算術平均を求め、基準値（0.15mg/m³）と比較する。

＜空間分煙のために設置する喫煙室の要件＞

必要な要件を以下のとおりとし、当該要件を満たしていることを確認する。

- ・ 境界における風速（喫煙室を設けている場合）：0.2m/s 以上
非喫煙場所と喫煙室の境界において測定すること。
- ・ 喫煙室外の濃度：喫煙によって増加しないこと
喫煙室で喫煙していない場合に測定し、喫煙している場合の結果と比較すること。

※上記以外に、分煙効果判定基準には次の要件が定められている。

- ・ 喫煙室内の浮遊粉じん濃度：0.15mg/m³ 以下
- ・ 一酸化炭素濃度：10ppm 以下